

食品安全委員会（第４３２回会合）議事次第

１．日時及び場所

平成２４年５月２４日（木） １４：００～
大会議室

２．出席委員（７名）

小 泉 直 子	（委員長）
熊 谷 進	（委員長代理）
長 尾 拓	
野 村 一 正	
畑 江 敬 子	
廣 瀬 雅 雄	
村 田 容 常	

３．議 事

（１）米国におけるＢＳＥの４例目の発生について
（厚生労働省からの説明）

（２）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関する
リスク管理機関からの説明について

・ 添加物

過酸化水素

（厚生労働省からの説明）

・ 農薬 １０品目（⑥～⑩はポジティブリスト制度関連）

①テブコナゾール

②ピリフルキナゾン

③ブプロフェジン

④フロニカミド

⑤ベンチアバリカルブイソプロピル

⑥アルドリン及びディルドリン

⑦４－クロルフェノキシ酢酸（４－ＣＰＡ）

⑧キンクロラック

⑨トリデモルフ

⑩フラムプロップメチル

・ 農薬及び動物用医薬品 ４品目（⑬及び⑭はポジティブリスト制度
関連）

⑪イソプロチオラン

⑫ジノテフラン

⑬フェノブカルブ

⑭ペルメトリン

（厚生労働省からの説明）

- ・ 農薬 2 品目 (①及び②はポジティブリスト制度関連)
(①及び②は飼料中の残留農薬基準関連)

①フェノブカルブ ②ペルメトリン
(農林水産省からの説明)

(3) 化学物質・汚染物質専門調査会における審議結果について

- ・ 清涼飲料水中の化学物質「硝酸性窒素・亜硝酸性窒素」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 清涼飲料水中の化学物質「バリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 清涼飲料水中の化学物質「ニッケル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・ 清涼飲料水中の化学物質「フッ素」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第23条第1項第2号の規定に基づき委員会が自ら行う食品健康影響評価について

- ・ 「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価③(ホンジュラス、ノルウェー)」について

(5) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ 農薬「クロマフェノジド」に係る食品健康影響評価について
- ・ 農薬「スピロメシフェン」に係る食品健康影響評価について

(6) その他

4. 配布資料

- (1) 米国における4頭目の牛海綿状脳症(BSE)感染牛について
- (2-1) 食品健康影響評価について
- (2-2) 「過酸化水素」の使用基準の改正に関する食品健康影響評価について
- (2-3) 「テブコナゾール」「ピリフルキナゾン」「ブプロフェジン」「フロニカミド」「ベンチアバリカルブイソプロピル」「アルドリン及びディルドリン」「4-クロルフェノキシ酢酸」「キンクロラック」「トリデモルフ」「フラムプロップメチル」「イソプロチオラン」「ジノテフラン」「フェノブカルブ」及び「ペルメトリン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について
- (2-4) 「フェノブカルブ」及び「ペルメトリン」の食品安全基本法第24条第2項に基づく食品健康影響評価について
- (3-1) 化学物質・汚染物質専門調査会における審議結果について<清涼飲料水「硝酸性窒素・亜硝酸性窒素」>
- (3-2) 化学物質・汚染物質専門調査会における審議結果について<清涼飲料水「バリウム」>
- (3-3) 化学物質・汚染物質専門調査会における審議結果について<清涼飲料水「ニッケル」>
- (3-4) 化学物質・汚染物質専門調査会における審議結果について<清涼飲料水「フッ素」>
- (4) 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価③(ホンジュラス、ノルウェー)に関する審議結果について
- (5-1) 農薬評価書(案)クロマフェノジド(第2版)
- (5-2) 農薬評価書(案)スピロメシフェン(第4版)